

第5回
道州制ビジョン懇談会
税財政専門委員会

平成21年3月26日（木）

内閣官房 副長官補室（道州制ビジョン）

午前9時59分開会

○黒川委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから道州制ビジョン懇談会税財政専門委員会の第5回の会合を開催いたします。

本日はお忙しい中ご参集いただき、まことにありがとうございました。

さて、前は赤井委員、古川委員にご発表いただきました。今回は日本経済団体連合会の井上洋産業第一本部長から、昨年11月18日に取りまとめられました道州制の導入に向けた第2次提言についてプレゼンをいただいた後、沼尾委員にプレゼンをお願いしたいと思っています。

それでは、まず井上本部長をお願いしたいと思います。

○井上日本経団連産業第一本部長 ご紹介いただきました経団連の井上でございます。本日はこういう機会をいただきましてありがとうございます。

本日、お手元に資料を1つだけご用意させていただいております。今ご紹介いただきました昨年11月に発表した第2次提言の本文でございます。これをもとに税財政を中心としたご提案についてご説明をしたいと思っております。

私どものこれまでの経緯を最初に申し上げたいと思うんですが、2006年の5月に御手洗会長が日本経団連の会長に就任されて、道州制を大きな政策課題の一つに掲げました。その後、2007年の3月に第1次提言というものを出しているんですが、その際には道州制というものはいったいどういう形で地域を変えていくのかということ、やや制度設計に余り踏み込まない提言と申しますか、国民の皆様理解をしていただくというような提言の形をとったんですが、昨年11月にまとめましたこの第2次提言は、一応提言として政策提言にこう、細かな政策、制度設計に踏み込んだ提言にしようということで、現状で書ける範囲を書かせていただいたということでございます。ただ、まだまだ細かな詰めはできておりません。それから、特に税財政については、どのぐらいの規模の財政を今度道州が担うのかと、基礎自治体にはどういう形で財源を確保させるのかといったところがまだ詰め切れておりませんので、まだ概念を整理したという程度にとどまっております。

そこで、まず最初に御手洗会長がどのようなことを最近お話しされているかということ、冒頭にご紹介したいと思うんですが、この第2次提言の7ページをお開きいただきたいと思っております。

7ページには各地域の比較ということで、これは第28次の地方制度調査会の答申で区割りをした地域別に、人口ですとかあるいは総生産、1人あたりの所得を比較したものでございます。その間に外国あるいは外国の国あるいは地域、あるいはアメリカの州の名前が入っておりますが、御手洗会長の基本的なお考えというのは、日本というのは確かに面積でいえばカリフォルニア1州ぐらいであるということでありましてけれども、人口はトータルで1億3,000万いて、それを地域別に分けていきますと、例えば北海道であればフィンランドとほぼ同じ人口規模、むしろ上回っております。それから、北陸というのは非常に

小さな地域でございますけれども、これもやはりデンマークと同じ人口規模、四国でもアイルランド、それから、例えば沖縄というのは今単独州を目指していらっしゃいますが、こちらは大体ハワイ州と同じぐらいという規模で、十分自分たちの権限、財源を持てば地域経営がやっていけるのではないかという考え方でございます。

確かに1人当たりの所得を見ますと、これは日本の各地域の1人当たりの所得でございますが、括弧してありますが東京と、沖縄ですと大体倍ぐらいの開きがございますけれども、これはあくまでのフローの所得、国民所得の比較でございますので、ストックベースでさまざまな地域の持っているものを勘案しますと、十分に地域の自立性、独立性というのは保てるのではないかというような考え方でございます。

したがって、もちろん財政規律、行財政のガバナンスというのはございますが、必要だと思っておりますが、その中で各地域が地域経営をやっていくことによって経済的にも社会的にも新たな発展を遂げるというようなシナリオを書きたいというのが、御手洗会長の考える道州制であるということをもまず念頭に置いていただければと思う次第でございます。

そこで、具体的な提言でございますが、15ページ、16ページぐらいをお開きいただけませんかでしょうか。ちょうど見開きになっておりますので、その辺を見ていただくとわかりやすいと思います。

左の15ページのほうでございますが、これは国、道州、基礎自治体の役割分担のイメージというものでございます。これもまだ概念整理の程度でございますが、ここに書いてございますように、国は外交、防衛、皇室、危機管理、国家の警察、あるいは出入国管理、貿易管理・通関、司法、あるいは通貨、マクロ経済政策といったようなものをベースにしながらか一定の役割を果たしていかなければならないということでございます。

その上で、地域におけるさまざまな発展戦略を含めた行政の事業、事務は道州、基礎自治体に担っていただくということでございますが、基本的に道州と基礎自治体の関係と申しますか、役割分担については、やはり地域における基礎自治体の体力というものもそれぞれ違うということがございます。例えばいわゆる三大都市であります名古屋や横浜や大阪と、北海道や九州にある町、村というのはまだ残っておりますので、その道州と基礎自治体の関係というのは一律ではないというのが我々の考え方でございます。基本的には広域的な地域の発展戦略、産業集積政策、あるいは雇用人材育成政策といったもの、あるいは大学等の運営などはやはり道州でやっていただくということ、あるいはインフラなども総合的な計画を立てながら、実際に事業を推進するのは道州だよということになると思っておりますが、具体的なさまざまな事務事業は基礎自治体のほうにお任せをするということになると思っております。

それから、当然基礎自治体同士の補完関係というものも重視していかなければいけないということだと思います。合併というのを無理やりやるというのはどうかというのが我々の中の基本的な考え方でございまして、合併ができない場合にはお隣の、近隣の基礎自治体同士で連携をとりながら、必要な行政サービスを住民に対して行っていくという考え方

でございますので、このあたりも道州それぞれの状況に応じて組み立てていけばいいのではないかというようなことをご提案申し上げたい次第でございます。

こういった役割分担をすることを前提に、それではどのような税財政の制度をつくったらいいいかというのが、次の16ページのほうに書いてあります。

これは文章になっておりますので非常に読みにくうございまして申しわけございませんが、ここには、4. (1)と17ページに合わせて6パラグラフございまして、6パラグラフのそれぞれに一つ一つ提言が行われております。それを簡単にご説明したいと思います。

まず、第1パラグラフでございますが、今申し上げました行政上の役割を果たす上で必要な財源を確保するために、新たな視点から国税と地方税の再編成をしていただけないだろうかということでございます。その際に、地方交付税と国庫補助負担金という考え方の制度、現状のものは廃止をしたらどうかということでございます。これが第1の提案でございます。

2番目はパラグラフちょっと長くなっておりますが、ここでは主に2つの提案をしております。

基本的には地域経営の視点から道州や基礎自治体はその役割に応じて自主財源の充実を図るということでございますけれども、その基幹財源として個人住民税、固定資産税に加えて、地方消費税の充実というものを提案してございます。

この点については、実は2008年の10月、この第2次提言は11月に発表されておりますが、その直前に税・財政・社会保障制度の一体改革という提言を経団連出しておりますので、そこで消費税率を少なくとも10%に引き上げて、国と地方の配分を7：3にすべきだということをお願いしました。これはまだ道州制を入れる前の段階でございますので、この7：3というものを、その行政の役割に応じて、当然ながらまた比率を変えていくという意味を含めて、この地方消費税の充実という言葉を使わせていただきました。

ただし、先ほど申し上げましたように、この配分をどの程度にするのか、当然年金財政の問題もございまして、これを今の段階でじゃ4にするのか5にするのかというところまでは、実は詰め切っておりません。この辺が私どもにとっても残された課題ではないかなというふうに思っております。

それから、もう少し下のところに「課税自主権を認め」という言葉がございます。「道州と基礎自治体には一定の範囲で課税自主権を認め」ということでございます。地方税の税率、税目というものは自由に定められるようにするということでございますけれども、基本的にはやはり法律の範囲内ということでお考えいただくということでよろしいかと思っております。

私ども立法権、道州制に移行した際の道州、基礎自治体の立法権に関しては、まだ明確な制度設計の提案をしてございません。基本は現行の国の法律の範囲内でやっていただくというのが基本であると思っておりますが、とはいいまして、やはり地域においてさまざまな産業構造、社会構造が違いますので、その中で地方税の税率や税目を変えていただくとい

うことはある程度認められてよろしいのではないかという考え方をもとに、こういうことを書かせていただきました。当然、その税率や税目を自由に定めるということになりますと、それを決めますのは議会でございますので、議会において住民に対して納得性を持っていただくと、納得していただくと、受益と負担の関係をより明確にさせていただくということが必要になってくるかと思えます。

次のパラグラフでございますが、次は地方債の起債の自由化でございます。これはなかなか難しい課題ではあるんですが、基本的には資金調達を自己責任でやっていただくということになるかと思えます。

先ほど役割分担のイメージ、15ページのほうでお示ししましたように、インフラ整備の責任、権限が道州に落ちていくということになりますと、当然そこに必要になってくるインフラ整備の財源は、道州がさまざまな創意工夫で確保していくということが必要になってまいります。当然、税というものでも確保するわけでございますが、当然ながら市場で評価をしていただいて、地方債を起債することでその財源を確保するというのも当然やられてしかるべきではないかということでございます。

それから、4番目でございますが、財政調整でございます。

これが先ほどさらっと申し上げてしまいましたが、地方交付税と国庫補助負担金を廃止するというものかわりになるものがございますけれども、これまで地方交付税が担ってきた垂直的な財政調整を基本的には水平的に行うというようなものとして、地方共有税というものを求めております。この原資というのは地域間の偏在性が高い税目を充てることが考えられるということでございますが、これも完全に詰め切れてございません。「道州間の配分については、国はそれに関与せず」とかなりはっきりと書かせていただきましたが、ここには道州政策協議機構という新しい組織をつくっていただいて、そこで決めていただくということになると思えます。当然、非常に税をたくさん稼ぐ道州、非常になかなか稼ぎにくいという道州、基礎自治体ございますので、そのあたりの調整をここでしていただくということでございます。このあたりも実はまだ細かな制度設計は詰め切れてございませんので、今後の課題とさせていただきます。

それから、5番目のパラグラフでございますが、ここでは2つご提案を申し上げましております。1つは垂直的なものを水平的に行う性格としては地方共有税という形でご提案申し上げましたが、やはり社会保障、義務教育、警察など全国的に一定水準の行政サービスを保障するための費用、いわゆるナショナルミニマムと言われているものについては、安心安全交付金という制度をつくりまして、国から道州に自動配分するような交付金制度をつくってはどうかというのが一つでございます。

それからもう一つは非常に地域的に特殊なもの、例えば基地の問題とか、それから大震災などが起きた場合の大規模災害復旧の問題、あるいは原子力発電所という、これは国のエネルギー政策全般と関連する問題でございますが、こういったものの政策に関しては、別途個別に交付金を設けることは否定はしないということでございます。この財源は国

が国税として徴収したのから確保するという形をご提案しております。

16ページは以上でございます。次、17ページを開いていただきますと、パラグラフが2つございまして、ここで1つずつご提案申し上げます。

まず、この徴収の方法なのですが、実際には国と道州、基礎自治体でそれぞれ税の徴収をやっていると、非常に効率がよくないのではないかというようなこともございますので、ある程度税の性格によってでございますけれども、徴収事務を国、道州、基礎自治体間で相互に委託できるような、臨機応変に柔軟に対応できるようなものにしてはどうかということでございます。これが1つでございます。

それから2番目は、当然道州制の導入に当たり、国の資産を道州に移管するということも必要になってくるだろうということなのですが、当然バランスシートを考えますと、資産を移管するのであれば負債も移管せざるを得ないということでございます。ただ、それを自動的にやりますと、道州側に大変な負担が出てくるということもございますので、当然前段階としては国の資産、債務の大幅な縮減というのを進めていただくと。現実は今そういう目標が出ておりますので、これを2015年度末という、その半減計画を着実に達成させるというのが基本ではないかと思えます。

それから、独立行政法人とか国立大学法人、さまざまかつて国の機関であった、今も独立法人という形で運営されているものの資産についても、例えばそれを道州が道州立にするということになりますと、そこである程度資産、債務の処理はしておく必要があるのではないかと、この第2パラグラフで書かせていただいております。

以上が、この税財政の部分のご提案で、繰り返しになりますが、まだまだ制度上詰め切れてないところがございます。制度設計上も現行のものと随分かけ離れた提案も一部ございますので、その途中の段階と申しますか、ソフトランディングをさせる途中の段階というの必要なかなと私、個人的には思っているんでございますが、そういったものも含めて、さらに提言をさせていただきたいなと私ども思っております。

ちなみに、17ページの上のほうに図2ということで、税財政のイメージが書かれてございます。これも本当に概念図に過ぎませんが、地方税がかなり大幅にふえて、地方債も独自に市場の評価によって、議会の監視によって自由に出していくということでございます。それから、地方交付税、あるいは地方譲与税という部分は、この補助金を含めて地方共有税と安心安全交付金という性格の、2つの違う性格のものに振り分けていくということでございます。財源的に申し上げますと、この安心安全交付金は国の財源でございますけれども、あとは地方の財源ということで、当然地方自治の本旨にのっとり、地方の財源を大幅に充実させるというのが私どもの提案でございます。

一応、この程度でご報告は終わらせていただいて、質疑でご質問にお答えしたいと思います。

以上でございます。

○黒川委員長 ありがとうございます。

それではさっそく、30分ぐらいの時間をめどにして、議論に入りたいと思います。

何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。

○古川委員 佐賀県知事の古川康でございます。全国知事会から参っております。また私も佐賀県を含めます九州では、道州制の九州モデルというものを具体的に提案させていただいております。

今回の日本経団連の道州制に関するご提案の中で、まだ詰め切っていないところもあるというご説明をいただいた事柄について、私どもとしてぜひ期待を込めて、その詰めを行っていただきたいということをまず申し上げたいと思います。

それで、何点か教えていただきたいんですが、まず1点目が消費税に関する事なんです。この16ページの今ご説明のあったところで、消費税率を少なくとも、まずは分権改革の中でというか、道州制に移行する前にまず10%に引き上げて国と地方の配分を7：3にすべきだというご提言がされているということを知っております。そしてその中で、さらに道州制が入った後には地方消費税を充実させるべきであるということがあって、この国と地方の割合をどうするかは今後詰め切るという話だったんですが、この日本経団連のイメージとすると、ここにおける消費税や地方消費税の性格は社会保障目的財源ということになっているのでしょうか。それとも、そうではない財源という位置づけになっているのかということを知りたいと思います。1点目です。

3つありますので3つ言ってしまうんですが、2点目が地方共有税というものの考え方でございます。私どもも同様の形の提案をさせていただいているんですが、17ページの分類を見ますとこの地方共有税は地方の財源ということで位置づけられておりましたが、これはイメージとして言うと道州なら道州の税ということで、それをドイツのように一遍道州に帰属させたものを拠出するという形の事をイメージしておられるのか。私ども九州モデルはそうせずに、これはあくまでも共有税用の財源ということで、国税でもなく道州税でもなく、別途地方共有税用の財源ということで位置づけをするという考え方に立っているんですが、その辺の考え方について教えていただきたいということ。

あと3点目ですが、16ページの下の方に安心安全交付金、自民党案ではシビルミニマム交付金とか書いてあったと思いますけれども、それと似たようなイメージを持ったんですが、ここで「全国的に一定水準の行政サービスを保障するための費用」という表現がございます。実はここが大変難しく、全国的に一定水準の行政サービスを保障することになると、現行の地方交付税のように収入が幾らあって需要が幾らだとかというふうなことでやっていかないと保障をするということができないのではないかなと思うんですね。そういうことと交付税を廃止するということがどういう関係に立つんだろうかということをおちょっと教えていただければと思います。

以上でございます。

○黒川委員長 よろしゅうございますか。

○井上日本経団連産業第一本部長 3つとも、実は本当に詰め切れてないことばかりなん

でございますが、まず地方消費税をどの程度にしていくかということについては、まずやはり年金財政の問題と、それから当然高齢者医療の問題と、あるいは介護の問題なんかも含まれてくるかと思うんですが、その国と道州間での役割分担にもよるんだと思います。

私ども年金の運用は当然国が一元的にやっていくということになるかと思いますが、医療でございますと介護の社会保障制度の運用は、保健福祉ということとあわせて、これは道州基礎自治体にお任せしようと考えておりますので、当然社会保障の財源に消費税が充てられるという方向性になったとしても、その必要な地方で、要するに道州と基礎自治体で必要な財源は地方消費税という形で確保されるべきだというふうに思っております。私ども明確に増税を、引き上げをした部分の増収分、消費税の増収分をすべて社会保障制度にという考え方は今の段階では明確に出してないんですが、中では、今の状況を考えれば当然そうならざるを得ないのではないかということでございます。一番大きいのは年金制度を税方式でやるのか賦課方式でやるのかという、基本的なところの国民のコンセンサスがまだ得られてませんので、やはりそのあたりを見極めた上でその配分を考えていくのかなと思います。

繰り返しになりますが、道州と基礎自治体を持つ社会保障の部分の財源はこの地方消費税分のところで面倒見る以外方法はございませんので、当然そういう形になるのではないかと思います。したがって、この7：3というのはそういうものをまだ全く考えていない数字でございます。当然、これが例えば10のままで消費税率が何とかなるということになった場合でも、道州制の導入によって道州、基礎自治体の役割がふえるに当たる、その配分の変更というのは必要になってくると。それが4になるのか5になるのかというのは試算をしなければならないというふうにご理解いただければと思います。

それから共有税でございますが、このあたりも私ども随分研究はしているんですが、今知事がおっしゃったように2つ方法があって、拠出型、共有税として完全に道州に帰属させない方法というのがありますが、3つ目としては例えば国が一たん取ってしまって、それを後はお任せしますというやり方もあると思います。先ほどお話のあった道州に帰属しないというやり方ですとそういうもので、現実に今の税制の中でもそういうものがございますですね、例の地方の事業税の関係です。ああいうような形というものは恐らくあり得ると思います。例えば譲与税なども、よく考えてみればそういう性格のものかなと思いますので、恐らく現実的なのは、やはり各道州が一たん徴収をして集めたものを拠出するというよりも、一定の範囲で道州に帰属させないでそれを後で協議会で配分を決めるというほうが現実的ではないかなと思っております。

その際の決め方なんですが、今の譲与税でもやはり人口割ですとか、あるいは道路関係ですと道路の延長でございますとか、面積とか、そういうものはございますので、そういったものをやはり数式化せざるを得ないと思います。今のような交付税の基準財政需要と収入との差で見えていくというやり方よりも非常にわかりやすく、一応現状の面積だとか人口だとか、道路延長だとかそういったものも含めて、あるいはひよっとすると中山間

地が多いところはそういう配慮も必要だと思いますし、必ずしも人口だけではなくて、当然高齢者が多いところのケアというのもあると思いますので、そういったものを何らかの形で数式化できないかなという感じがいたします。そこもまだ十分詰め切れてない中でのご提案でございますので、その辺の問題は出てくると思います。

それから、安心安全交付金は今の共有税と同じような議論なんですけれども、これは完全に国に一たん、国が取った国税の中から出るものでございまして、これは教育や警察やといったものに限定されてまいりますので、これは当然教育を受ける児童生徒の数でございましてとか、当然人口ですとか面積とか、そういうものがベースになって非常にシンプルに決められているべきもの。もう少し共有税に比べれば当然明確にシンプルにというのが原則になってまいります。共有税のほうはかなり細かな算式を使いながらつくっていきなさいいけないんじゃないかなと思います。

それから当然地域によって発展というか、今非常に景気悪うございますが、そういった非常に苦境に陥っているようなところへの配慮というのは、今までは国が専らそれを見て査定をしていたという感じがございましてけれども、やはりそれは道州で今後はお互いの状況を確認しながらやっていくということが必要になってくるのではないかと思います。そういう意味では、この共有税と安心安全交付金、表裏一体と申しますか、一体である程度地域の財源を確保するための運営がされていくべきではないかなという感じを持っています。

以上でございます。

○黒川委員長 古川委員、いいですか。

○古川委員 1点だけ。

ありがとうございました。もうお答えは結構なんですけど、ぜひこれからまた詰めていただきたいというふうに思っているんですけど、もう一度申し上げますと、この安全安心交付金のような全国的に一定水準の行政サービスを保障する、これ、「全国」という言葉、「一定」という言葉、「保障」という言葉、こうした言葉を強調すればするほどきめ細やかに算定をしていかないといけなくなるんですね。そうすればするほど国の仕事が大きくなっていってしまうというふうなところがあるわけなんです。できる限りシンプルにというふうな本部長のお話もありましたけれども、シンプルにしようとするとう一定水準の保障というのが難しくなるということがあるかもしれない。それをどうやってうまく調整を図るのかとか、または何かを捨てなくちゃいけないということが必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。また今後いろんな機会があると思いますので、その辺議論させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○黒川委員長 赤井委員。

○赤井委員 古川委員のほうから、ほとんど私の同じような意見は述べていただいたんで、1点だけなんですけど、今おっしゃった最後の点で、この安心安全交付金、社会保障や義務教育、警察などということに書かれているんですけど、それは用途を限定して配分

するのか、今のままの省庁ですと省庁から用途を限定して、例えば義務教育、社会保障でそれ以外には使えないというような形で配分するのか。私が思っているのはそういうイメージなんですけど、そのかわり、例えば義務教育でも一定レベルの水準は保障すると書かれていますけれども、達成できない場合は逆に国が最終責任を持って何らかの形で対処すると。だからその格差を国が責任を持って格差をつけないようにするというイメージなのか、そのあたり、あと保障というところは財源を保障するのか、結果としての例えば教育だと教育水準の、最近テストとかもやっていますけど、そういうところまで格差がつかないように面倒見ていくのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○井上日本経団連産業第一本部長 教育でご説明するのが一番わかりやすいと思うんですが、1学級何人以下にするという基準があるわけでございますけれども、それ以上、例えば30人のところ20人の教育をしたり10人の教育をしたい、あるいはさまざまな道州の中で留学制度をつくりたいといったのは、多分明らかに道州や基礎自治体がそれぞれ自分たちの財源でやることだと思いますね。当然、例えば義務教育の中で30人学級なら30人学級を確保するための教員の配置に係るような人件費補助というのはこの部分で、要するに安心安全交付金の中で見ていくということですが、加配教員でございますとか特殊な教育でございますとか、こういったものはできれば道州、基礎自治体のそれぞれ確保したものでやっていただければなということでございます。

実は私、今このほかの仕事で外国人児童生徒の問題というのを、経団連で何でこんなことやっているのかなという話なんですけど、外国人集住都市の皆さんといろいろ議論させていただいているんですが、あの加配教員については文科省がかなり認めていただくような状況になってはいるんですが、大変ご苦労されています。要するに、外国人というのは非常に集住して、豊田だとか浜松だとかこのあたりですと群馬県の太田とか、おりますので、そういうところに当然行政需要が出てくるわけですね。こういったものに関しては、私ども今の仕切りでいいますと、安心安全交付金ではちょっと見られないのではないかと。だとすれば、先ほどご提案申し上げた地方共有税の中で、地域間の協議の中で、あなたの地域は随分外国人多い、大変苦労されているようだなということで、やはり特別の配分がされるような方法というのはあり得るのではないかと思います。

そんなようなことで、先ほど表裏一体だと申し上げましたが、地方共有税とこの安心安全交付金、当然国と国の財源であるものと地方の財源であるものと、性格は異なるんですが、ある程度これを2つ合わせて各地域に特別な行政需要があった場合も含めた対応をしていくのが一つの方法ではないかと思います。

ただ、警察のようなものは恐らく、まさにシビルミニマムでやっていくということになると思います。ただ、これも先ほど申し上げましたように、さまざまな地形形状の問題とか、当然都市には都市の難しさが、それから中山間地、あるいは人口が非常に少ない過疎地域には過疎地域の難しさがございますので、そういったところを配慮したものとりますと非常に、先ほど知事をご指摘になったように、国が関与する部分というのはふえてき

て、これでやれという話になる可能性はありますが、そこは本当にこれから詰めていかなきゃいけない大きな課題じゃないかなと思っています。

○黒川委員長 いいですか。

ほかにどなたかございますか。

はい、じゃ持田先生。

○持田委員長代理 黙っていようと思ったんですけども。大変興味深い報告ですので、教えていただきたいことが1点あります。

16ページの第2パラグラフで、国と地方の消費税の配分比率を7：3にするというフレーズなんですけれども、ここはプレゼンの中で今後詰めていかなければならない点であるということで、一層詰めていただきたいと思います。

それで、私が教えていただきたいのは現行との比較ですね。現行ではたしか4：1になっておりますけれども、国の4の中の29.5%が交付税として実質的に地方に配分されておりますので、実質的な消費税の配分比率でいうとたしか57：43ぐらいだったと思います。

それで、経団連のご提案ですと、地方交付税は廃止ということが前提になっておりますので、この7：3というのは形式的な配分と実質的な配分が一致しているというふうに考えていいんでしょうか。その点を教えていただきたいと思います。

○井上日本経団連産業第一本部長 先ほどもちょっと申し上げましたが、この7：3というのはあくまでもまだ道州制の入る前の数字でございますので、当然交付税の制度があるという前提でございます。したがって、この7のほうに回りました国の財源のうちの交付税というのは、当然、比率はともかくとして維持されるということになると思います。

問題は、特に人口減少もございますが、高齢化が進むという中でこの程度でいいのかという議論がございます。10%で足りるのかという議論なんですけど、私どももいろんな試算をしまして、最大18%ぐらいまでの数字をはじいています。それは道州制導入というよりも、むしろ年金財政の維持ということで、持続可能性を考えた試算なんでございますが、そうなりますと、これは完全税方式でやった際の数字になるかと思いますが、この交付税に回る29.5%分というものが維持できるかどうかというのはまた別問題になると思います。そこは明らかに道州制だけ単独で制度改正をするということではなくて、やはり先ほどもご紹介しました、昨年10月に出しております税・財政・社会保障制度の一体改革という流れの中で、必要な財源をどういう形で確保していくかということを試算する以外ない。財源の配分を考える以外ないと私どもは思っております。したがって、非常にご説明しにくい、あいまいで申しわけないんですが、まずは現行の中で消費税を上げて、将来の税財政、社会保障が持続可能な形になるようにするというのをまずご提案申し上げながら、道州制を導入していくと、その中で新たにその配分は見ていくということにしか、今の段階では申し上げられないということでございます。

○黒川委員長 ほかにどなたかご質問ございますか。

じゃ金澤委員。

○金澤委員 まず基本的な考え方といいますか、それちょっとお伺いしたいんですが、経団連さんが考えられるその道州制というのは、その地域の自立なり自己決定、そのためにやるのか、それとも行政全体の効率化、これを実現するためにやられるのか、どちらに重点を置かれているんでしょうか。

○井上日本経団連産業第一本部長 実は両方と言ったら一番正確かもしれませんですね。ただ、重きを置いているのは自立、自己決定の部分であると思います。当然、自立、自己決定のベースには住民の監視というのがあると思います。地域の住民の監視。それは当然行政が効率化をされてないとあり得ない話ですので、これは両方とも支え合う2つの柱だとお考えいただいたほうがよろしいのではないかなと思っております。

○金澤委員 両方と言われちゃうとその後なかなか難しいんですけども。

○井上日本経団連産業第一本部長 どちらかという自立のほうだと思います。

○金澤委員 そうですか。

きょうの税財政のところでは1つ気になるのは、17ページの一番上のパラグラフで、国税、都道府県税、市町村税の徴収という、国税、道州税、市町村税となるんですかね。そのところは自立というよりも、むしろ効率化の視点から統合するというような方向性が強く出されているように伺ったんですけども、これは財政学の歴史、それから国際比較理論から見て、徴収の部分というのが、地方の側から自主性を国に対して主張しようとするならば、課税自主権ですから、徴収部分というのを国に依存するというような状況ができたときは、地方というのは非常に弱くなるわけですね。逆に中国のように国が地方に依存しているような状況の場合は国が非常に弱くなって、基本的には役割分担、受益と負担の明確化という理念を実現する場合は徴収機構を含めて分離すると、中国の場合はそれ分税制でやったわけですけども、日本の場合はもうそれを明治の20年代にやって、そこから中央と地方というのが独自に努力し合う中で、日本の制度というのは非常に世界にも誇るべき、ある意味ではそれぞれが競い合いながら自立して効率性と分権、自治というものを実現してきた歴史があるわけですね。だからそこを、一方で地域主権だとか自立とか言いながら徴収を一体化するという事は、究極の集権なわけですよ。自立分権の基礎を失うことになりかねないというのが一つ。それちょっと心配しました。

それから、ちょっと前のほう、きょうばらばらと見させていただいたんで、例えば、そういう税の中でどういう事務をやるのかというふうに見たときに、ちょっと税財政から広がりますが、事務配分のところで、私のちょっと関心というか、自分のところの大学のところが、道州ごとに大学を統合すると。道州のトップリーディングユニバーシティをつくるというのを、それで力が出てくるんだというお話あるんですが、そういうことというのは道州が決めるんですよね。

○井上日本経団連産業第一本部長 そうですね。

○金澤委員 だから、そうする道州もあるだろうし、今の大学を残すところもあるだろうし。それを何かこのやつを全部読んでみると、道州はこういうふうなインフラを統合する

んだというのが随所に見られるんですね。それは内政ですから、道州が決めるんじゃないんですか。だから、ばらばらになるんじゃないんですか。何かその辺のところは先ほど一番最初の質問なんですが、分権自立で本当にやろうとされているのか、効率性のほうが力点があるのか、ちょっと疑問なんですね。

○井上日本経団連産業第一本部長　じゃ、ちょっと簡単にお答えしますが、徴税に関して言えばもうご指摘のとおりでございますが、当然地域の自立、自主決定権というのを考えますと、徴税というものも当然独立でやられるべきなんですけれども、例えば課税標準まで別にすることがあり得るのかどうか。完全に国税と地方税で、例えば国が所得税を取らないとか、法人関係の税はもう、両論あると思いますが、国に集中させるか地方に集中させるかということがあるのであれば非常にシンプルなんですけど、両方とも例えば所得税も残り、住民税も残ったときに、課税標準をそれじゃ統一するのか。当然なのか当然じゃないのかという議論というのは、かなり議論の分かれるところじゃないかと思います。

確定申告、今終わったところですかね。所得税に関しては、非常に今の場合には、所得税に関していえば、当然国で、国税である所得税の確定申告をやった後、地方税は自動的に前年の所得をベースにして翌年、給与で払うか、あるいは自分で払いに行くかということで、課税標準一つなわけですね。そういう、やっぱり住民から見て効率的だと思われるような体制はやはり維持していただかないと。

私ども一番心配しておりますのは、むしろこれから高齢化し、あるいは少子化がさらに進んでしまって、人口減少が進む中で、行政に携わる方々だけがかなりの規模を持つという社会構造、経済構造ってあり得ないんじゃないかと思っていますので、当然ながらそのあたりは行政改革というものも含めた形で、先ほどもご指摘があったようなことだと思いますけれども、行政の効率化というものを前提としながら、やはりこの徴税という制度を設計していかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っています。したがって、なるべく住民から見て効率的だのと、面倒ではないなというような体制を、各税目ごとにどうつくっていくかということに尽きるんじゃないかと思います。

それから、大学に関しては、確かに大学の部分、断定的に書き過ぎたところがございますが、まさに北海道と九州が別の方向性を持っていいと思います。現実に申し上げれば、やはり20歳人口が非常に減ってきていますので、特に私が個人的に見ているところでも、やはり地域のかつての二期校と言われるところの特に工学部系が、ほとんど倍率1.幾つというような数字になっていますですね。非常にもともと優秀で歴史のあるような地方の大学の工学部が非常に危機に瀕しているということもございますので、それが一つ。

それからもう一つは、これは私も若干大学の特認研究員みたいなことで、ある大学の研究に参画しているんですが、私自身は社会科学系の学問をずっとやってきましたし、こういう制度設計の提案をしていましたので、そういった講義を求められているんですが、ほとんどその大学には、人文科学系の大学なんですけれども、社会科学系の先生はいないんです。いても非常に片手間でやっていらっしゃるということで、非常に大学運営上も苦し

まれていました。そういうところ、ある程度大学で連携するという方法もあるし、一つの大学にしてあるいは分校化していくという方法もありますし、いろいろな方法で高度な教育が、高等教育が受けられるような体制に組みかえるということがやはり、道州制になった場合には必要になってくるのではないかと。

それからもう一つは、今の都道府県や市町村、市で持っている大学が結構ございます。県立大学、横浜の場合には市立大学がございます。こういったところも当然再編なども視野に入れて、やはりその地域にとって必要な人材、あるいは伸ばしたい分野を担う人材をどう育てるかという視点で、各道州、基礎自治体が話し合いながらその立地なり編成を決めていくというのが原則ではないかと思っております。

○土野委員 高山市長の土野と申します。私の場合は市長会ということではなくて、高山市長という立場で参加させていただいております。

先ほどの地方共有税のところのお話でございますけれども、私ども末端の市町村から言いますと、現在の交付税制度というのは機能していると思っておりますし、必要だというふうに考えております。

そういう中で、今ここでおっしゃっている地方共有税については、道州間の配分について何らかの一定の基準、お聞きしている限りでは交付税制度と余り違わないような基準を何らか設けて配分しようとする。ただ、それを国が一元的に行うか、道州間で協議をして行うかとの違いだろうというふうにお聞きしたわけですが、率直に言って道州間の政策機構が現在のような形でうまく調整が取れるのかということが非常に心配、やってみないとわからない面がありますので、どういう機構になるかわかりませんが、そういう心配が一つあります。

それからもう一つ、今ここの中では、道州間の調整についてはお話が書いてありますけれども、道州の中の、我々基礎自治体間におきます財源の偏在とか財力、財務体質の強弱というのが非常に多くありまして、そういうところに対する調整というのを、ここでおっしゃっているような水平的な財政調整の中でできるのかどうかというのがちょっと非常に心配をされるところでありまして、それについてはどのようにお考えになっているのか。

○井上日本経団連産業第一本部長 確かに道州間の調整というのは、他の国を見ても非常に苦労されています。

私、実は全くこの道州制の関係で調査をしに行ったわけではないんですが、オーストラリアに10年ほど前に訪れた際に、上院の運営方法を少し勉強させていただきました。あそこは各州の代表者が上院に集まってきまして、そこで道州の財源配分についての協議をするんですが、笑いながらお話しされていましたが、そのご担当者が、まるでつかみ合いの、もう本当に議論をするというんですね。殴り合いまでいかないけども本当に相手を押さえるようなことまでやって、まるで議会と思えないような、最後は決着になっていくという話をしたんですが、やはりある程度道州間に関しては先ほど申し上げたように自動的に決まるようなものがないと非常に厳しいということと、当然やはり特別財源みたいなものを

設けて、非常に厳しい状況にあるところは救っていくという考え方、同じ日本の国の中の道州制という考え方ですので、そういうような一定の特別枠みたいなものを設けながら、その配分を最後は議論するというのが現実的ではないかと思います。根っこから全部やるというのはほとんど不可能だと思います。

それと同じことが、道州内の基礎自治体の中での配分にも当然生かされるべきだと思っ
ていまして、その際、道州ごとに配分の仕方が全く違うのかどうかというのは、私どもま
だ実は十分研究し切れていません。と申しますのは、南関東や中部といったような非常に
大きな母都市を持っているところだと、それから九州や東北ですとそれなりの分散化も
ありますが、それにしても仙台や博多への集中、福岡への集中というのがございますので、
その地域によって当然道州内での基礎自治体間の配分の仕方というのも若干違ってくるん
ではないかなと思っております。

実は、私ども都市州という制度の検討もいたしました。今、横浜と名古屋と大阪が三都
市合同でやっていらっしゃいますが、結論を申し上げますと、フィーブルではないのでは
ないかということがございます。それはどういうことかということ、一言で言えば財源がそ
こだけ単独になってしまうと、他の都市、例えば横浜の隣には鎌倉があったり藤沢があっ
たり、あるいは今では相模原という都市もありますが、比較的全国的に見れば大きいかも
しれませんが、横浜に比べればはるかに財政力の弱いところが隣接していますけれども、
そことの格差というものが必ず出てくるのではないかということ、できればやはり同じ
日本国民がある程度同じような行政サービスを受けるという観点を道州の中でも持って
いただくということで、やはり道州内でも比較的稼げる市から非常に財政力の弱い町村への
財政移転ができるような仕組みを、やはり道州間の、道州内の配分制度においてもつく
っていただかなければいけない。これは国である程度方向性を示していただいて、最後の姿
を決めるところは道州内の議論で行うという、道州議会等の中で議論を行って決めていく
という形にせざるを得ないのかなと思っております。

高山市の場合には非常に大きな市でありますし、本当に山岳地帯まで入っていらっしや
いますので、そういう意味では非常に、市の中でも非常にご苦労があるのではないかと思
いますが、同じようなことを道州の中でも、大きな市から過疎の進んだようなところの調
整まで目配りするような配分の方法を、一定の配分の方法を検討していただくというこ
ろしか、まだ今の段階では申し上げることはできませんが、配慮は必要だということでご
ざいます。

○土野委員 ありがとうございます。

○黒川委員長 何かほかにございますか。

今の話というのは、きっとすごく重要なポイントになっていて、課税自主権ということ
と、それからつまり地域主権ということを行っているわけで、その中でナショナルミニマ
ムとかシビルミニマムとかという議論をしなければいけない。議論になったときの財源の
あり方の議論というのはキーポイントになるかと思います。

これを、もともと地域主権ということをここではベースで考えようということになっていきますから、地域主権で考えようとする、普通に考えるとドイツ型の、地方の側が基本的に税を一括集めて、共有税をもって配分するみたいな考え方になる、やり方というのがあるわけですが、何かほかにもうまい方法というんですか、今は例えば地域と都市連携というルール・ゲビートみたいなやつだとか、ランドシュタットのようケースとか。それから、フランスとかドイツの交通全体をうまく配分するようなシステムというんですか、イル・ド・フランスのエリアだと全体の交通システムを小さな町村から大都市のパリまで全部一体にして、それぞれのバスや何かの運営に関する費用をみんなで共通で負担するというようなシステムを持ったりしているし、それから何もかも全部税で対応するという必要があるわけではなくて、ユニバーサルサービス、ファンドのような形で、中心のところの人はよけい負担をしながら、個々のサービスの中でサービスを分け合うという、そういうことも十分あり得るわけで、何もかも交通だからといって、基礎的なサービスだからといって税で対応しなければならないという理由もないという感じもします。それで、システムでアウスグライヒということが可能になるということはあるかもしれないですね。

何か、いろんな外国の事例でいいアイデアとか、日本でオリジナルに道州制を議論するときに、その中でうまくそのことを両立できるようなアイデアが出てくればいいと思いますけれども。

おおむねいい時間になってきました。井上さん、どうもありがとうございました。

○井上日本経団連産業第一本部長 ありがとうございます。

○黒川委員長 それでは、今度は沼尾委員の報告に移りたいと思います。

時間はマックス30分ぐらいまで。20分ぐらいをめどに。あとは残りの時間を討議に当てたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○沼尾委員 ご紹介いただきました。日本大学の沼尾でございます。

本日はこのような貴重な機会をいただきましてありがとうございます。

ちょっと20分かからないうちに終わってしまうかもしれないんですけども、資料2のほうをごらんいただければと思います。

表題に掲げましたとおり、本日は、道州制における税財政制度の課題ということで、今の議論ともかなりかかわる部分なんですけれども、権限や責任の見合いとしての税財源配分をどう考えるかということで報告をさせていただきたいと思います。

まず、初めに、中間報告のほうでまとめられておりました道州制における税財政制度について、ちょっとおさらいといいますか、どういうことが書かれていたかということを中心にここで述べますと、報告の中では、国、道州、基礎自治体が、それぞれ担う役割と権限に見合った財源を確保できるようにすると。税の性格によって分割された税源を分配することが書かれておりました。また、基礎自治体や道州にも偏在性が小さく、安定性を備えた新たな税体系を構築するという。あとそれから、道州及び基礎自治体に対して課税自主権を付与する。そして道州及び基礎自治体については、必要な財政調整を実

施するという重立ったところを挙げると、この4点かなということでも抜き出しております。

このような形で、国から道州や基礎自治体に対して、多くの権限と責任を移譲した地域主権型道州制ということを提起するとすれば、当然その権限や責任に見合った税財源の配分ということが出てくるわけですが、それを考える際に、そこに3点挙げておりますが、まず、じゃあ、権限や責任の見合いとしての税財源の額が果たしてどのぐらいになるかという規模のことを考えなければいけないだろう。それから、じゃあ、見合いとして計算された必要額について、税源や財源として、何をどのように配分していくのかというようなことが議論になるだろうと。その際に、これは3点目としては、以前に中里委員がご報告されたことにも係わるんですけども、財政の所得再分配機能と、経済安定化機能をどのレベルが担うということを考えながら、この税源や財源を配分するような税財政制度を構築するかという、この3点がポイントになるのではないかとということです。

これについて考える上で、先ほどの議論でもナショナルミニマムということが挙がっておりましたが、一つのかぎになるのが、いわゆる最低限の生活保障における権限配分と財源配分の問題ではないかということなので、そのこのところをちょっと掘り下げてみたいということです。中間報告では、国、道州、基礎自治体の役割と権限について、まず国の役割というものを極めて限定しております。国際社会における国家の存立及び国境管理、国家戦略の策定、国家的基盤の維持・整備、全国的に統一すべき基準の制定に限定するというので、その中の一つとして最低限の生活保障ということを挙げられています。ただし、生活保護、年金、医療保険等のナショナルミニマム並びに警察とか何かについては、基礎自治体と道州が果たすべき役割と国が責任を持つ部分については検討するというので、これについてはただし書きがついた形での記載になっております。一方、道州の役割について、中間報告では、まさに基礎自治体の範囲を超えた広域にわたる事柄ということで、財政調整なども含めて、具体的なこととして、本日の議論にかかわる部分でいいますと、能力開発や職業安定・雇用対策、あるいは教育基準、福祉、医療の基準の策定を行うというようなことが掲げられているわけです。

一方、基礎自治体については、地域に密着した対人サービスなどの行政分野を総合的に担う基本単位ということで、住民の安心安全、社会福祉、保育所、幼稚園などといったことが挙げられているわけですね。

じゃあ、立ち返って、最低限の生活保障、いわゆるナショナルミニマムというのは何なんだろうかということを考えてみますと、これは単に、いわゆる衣食住を確保するための最低所得保障に限られるものではなくて、これは皆様ご承知のとおりだと思うんですが、必要なときに医療や介護、あるいは初等教育が受けられるような供給体制を整備する。あるいは防貧対策としての社会保険制度を整備するといったようなことも含まれるわけですし、あるいは日常生活を営むために必要な道路であるとか、上下水道といったようないわゆるライフラインの確保も含めて、ナショナルミニマムなんだと。そういうふうに考えますと、これは単なる公的扶助だけではなくて、当然のごとく社会保険や生活基盤整備、

あるいは維持といった多岐にわたるものになってくるわけですね。そうだとすると、この最低限の生活保障の部分で国の役割というふうに規定したときに、じゃあ、国はこれらの水準確保、つまりこれらの例えば一定水準の水準を確保しなきゃいけないということだけを単に法律で規定をすればよいのか。あるいは具体的にその供給体制についても、具体的な基準の設定をしたり、そのための財源を保障するということまで含めて最低限の生活保障ということを考えるのか。あるいは道州や基礎自治体がこの部分は一定の権限や責任を持って、地域ごとにその基準というものを定めて、財源を確保するのかといったようなところが大きなポイントになってくるわけですね。

ここで地域主権型道州制という場合には、国が基準だけを設定して、事務事業の執行と財政負担を道州が担うのか、あるいは基準そのものもひょっとすると道州が決定するのかという、ここを考えないことには、税財源の見合いというのが多分決まってるのではないのかというようなことをございます。

さらに、掘り下げて、その中でも最低所得保障に係る生活保護制度というのを見た場合に、どういうことが問題になるのだろうかということ、ちょっと1つ例を挙げてご紹介をしたいわけですが、ここでは、生活保護法の1条では、日本国憲法第25条で規定する理念に基づき国が必要な保護を行って、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするという、国の責任というのを明らかにうたっているわけです。

ところが、実際に生活保護行政の中身というのを見ますと、下のほうに、2つの○で書いてありますが、いわゆる扶助費の支給に当たる最低生活の保障部分だけではなくて、そういった補助を受けている被保護者に対して、相談とか助言、あるいは例えば職業訓練であるとか、それこそ家計簿のつけ方講習とか、断酒会の実施とか、そういったような日常生活の自立に関するさまざまな対人サービスまで含んだ社会福祉の部分を内包したものと、生活保護制度というのが設計されているというような実態があります。

このように、いわゆる現金給付から、その受給者に対するケアまで、幅広く含んだ保護制度というのを見たときに、これを国の役割、道州の役割、基礎自治体の役割ということで、なかなかどこか一箇所に張りつけるというのはちょっと難しいのではないかなというように容易に想像がつくわけですね。

それで、次の3ページのほうにいきまして、そのように考えたときに、じゃあ、その責任や権限との見合いと税財源配分というのを考える場合に、こういったようなスキームというのは考えられるのだろうかということ、非常に雑駁ではあるんですけども、機能分担と財政負担に関して、こういったケースが考えられるんじゃないかなということで、幾つか挙げてみました。これは、先ほどの生活保護をイメージしたつくりになっているので、制度の存立規定自体は、国ということになっているんですけども、例えば今の生活保護の例であれば、じゃあ、その生活保護の扶助基準をどうするのか、あるいは扶助の対象をどうするのかというようなことを国が決めるのか、道州が決めるのか。あるいはその

保護制度の運営体制ですよ。例えばケースワーカー1人に対して保護世帯80ケースを受け持つというようなことを国が決めるのか、あるいは道州が決めるのか。実際にそれらの事務を実施をして、その保護費の支給とか、そういった被保険者に対するケアというものを担うのは国なのか、道州なのか、基礎自治体なのか。あるいはその周辺にかかわる、例えば年金・医療・介護、その他の福祉制度との制度上の調整であるとかいうようなことを実際に行うのは国なのか、道州なのか、基礎自治体なのか。つまり法制度としてつくるのか、それとも現場レベルでの調整で行うのかということも含めてなんですけれども。さらに、それらを踏まえた実際の財政負担を国が担うのか、道州が担うのか、基礎自治体が担うのかということをお考えすると、さまざまなケースがあって、すべて国と出先機関が実施するというタイプのものから、国はナショナルミニマムを保障するんだということを理念としてうたって、水準や対象の設定から財源負担まですべて道州、基礎でやるというような極端なところまで非常に幅広くあって、その中のどこに着地するのかということをお多分考えていかなければいけないだろうと。そういうことが言えるだろうということです。

その次に、分離型か融合型かということを書いたんですけれども、少なくとも、この最低生活保障の部分については、憲法25条の規定ですべての国民に対して行われるということが必要であるとした上で、さらに保護法で国の責任ということが規定されているとすれば、やはり国の責任、あるいは国の財政負担というのが考えられてよいのではないかと思います。ところが、また次に、被保険者に対する助言や自立支援については、これは関連する福祉政策や雇用対策との連携で行われるものなので、地域の社会経済構造によって内容やあり方は随分異なると。さらに、こうしたケアというのは対人サービスとも言える側面を持つので、現行制度を前提とした生活保護制度を維持することを考えるのであれば、やはりこれは国が一元的に実施するというのは非効率になるだろうと。また、主要先進国では、公的扶助に関しては、高齢・医療・失業といった、それぞれの事情に応じて、分化した形で高齢者に対する例えば公的扶助というのを年金制度とセットに構築しているというようなことで、かなり分化した形で発達しているわけですが、日本の場合は生活保護制度が最後のセーフティネットとして多様なケースをすべて抱え込んでいるわけですね。というような今の社会保障制度の枠組みというのを前提とすれば、公的扶助部分だけを国の出先機関が担うということも難しいのではないかと。そうだとすると、社会保障制度の抜本改革で、分離型での運営を可能とした制度改正をがらがらぼんでやるのか。やはり融合型の形で何らかの落としどころを見つけるのかということをお考えると、後者なのかなというようなことを考えているわけです。

その上で、国と道州の役割分担と財源の話になるんですが、現行制度のように、国が保護基準の設定を行って、保護決定を地方が担うという場合に、保護費の負担をどうするか。現行では地方が25%の負担を行っているわけなんですけれども、この25%分は地方交付税措置されていると。また三位一体改革のときには、この生活保護負担金の負担率引き下げ

の議論がさらに展開をして、国と地方で50%：50%にするべきではないかというようなことすら議論されたわけですね。そこをどう考えるのかということです。

仮に、生活保護制度の設計と運営体制の構築、財政負担の多くないしは全額を国が担うとすれば、再分配機能を持つ累進所得税を国税として全額確保するというようなことは考えられ得るだろうと。あるいは国の規定にのっとりながら、実質的には道州ないし基礎自治体が生活保護制度の運営を行うという場合には、国による財政負担が一定程度入る、あるいは垂直的かつ水平的な財政調整制度、これは地方交付税制度をイメージしておりますが、そういったものがやはり必要となるのではないかと。

あるいは給付対象や給付水準までを道州が決定するというような、まさに分権型のこういう所得保障を考えるのであれば、地方によって最低生活保障水準が異なる可能性が出てくると。それを是とするのかということです。

その上で、すみません最後のページにいきますが、このように、これも以前に中里委員のご報告のレジюмеにあった部分をそのまま抜き出させていただいたんですが、社会保障について、国に相当の事務が残るとすれば、量的にも見合いの財源を国に残さなければいけないという面が出てき得ると。生活保護費も扶助費相当額というのは大体2.6兆円程度の規模なんですけれども、事務権限配分に見合った財源配分を考えるとすれば、これは生活保護だけの問題ではなくて、個々のそれぞれの政策分野において、このような形で国、あるいはすべて道州という両極端なところの間で、国、道州、基礎自治体の役割をどのような形で整理をしていくのか。それは、法制度でこういう事業をやる、やらないということの規定から始まって、水準や対象の設定は、どのレベルがやるのか。実際に運営はどうするのかとか、あるいは財政負担をどうするのかというようなことも含めて整理をしていくことが必要なのではないかということです。

また、国が仮に、今後も所得再分配政策を中心的に担うんだとすれば、やはり所得税を国税に配分することで、例えば給付つき税額控除のような議論が今ありますけれども、こういった政策をやはりナショナルのレベルで導入するというようなことで、最低生活保障制度の補完を行うといったようなことも考えられ得るということです。

あと最後、その他ということで書きましたけれども、今申しましたとおり、介護・医療・雇用対策を初めとしたほかの社会保障制度についても、どのように国と道州の役割分担を整理するかで、税源配分や財政調整制度のあり方も変わってくるということを考えますと、その整理が必要なのではないかということで、中間報告にあったような形で、この事務は国、この事務は道州、この事務は基礎自治体というようなことで、必ずしも事務を分離型で整理し切れるものではないので、どのように融合しながら、税財源の配分を考えるかというような観点からの権限や責任の配分ということを考えていく必要があるのではないかとということが本日の報告で申し上げたかったことです。

私の報告は以上です。ありがとうございました。

○黒川委員長　ありがとうございました。

どちらかという、今憲法や何かで定められている国が、どちらかというときちゃんと責任を取らなければいけないと言われているものの運営についても、実際に仕事として応答していこうとすると、その途中の段階で何種類も対応の方法がありますということですよね。

○沼尾委員 そうですね。

○黒川委員長 これがもし、そうでないサービスだったら、もっと大変ということになることだと思いますけれども。

さて、この中間報告の中に出てきて、さらっと書かれていて、これから検討しなければならないって議論されて、書かれているところの部分を拾い上げると、今沼尾委員が説明してくださったように、さまざまな問題を一つ一つについてライフラインも含めて、いわゆるインフラからありとあらゆるもの、国土政策に係わるものについてまで、全部この種の問題が少しずつ係わってくる。それを道州がどれぐらいの重みで引き受けていくのかということについての議論だったと思います。

さて、どなたか質問ございますか。

赤井さん。

○赤井委員 沼尾さん、ありがとうございます。

まさに、おっしゃっている意味はすごくわかるんですけども、分離型か融合型かというときに、分離、このちょうど3ページの図をイメージされているのかなど。ちょっとお聞きしたいんですけども、分離というのは、いわゆるこの1列目ですかね。全部国と書いているもので、あとが融合型というようなイメージかと思うんですけども、分離のイメージで、例えば最終責任はどちらを持つのか、例えば一番上の制度の存立規定というようなものであれば、全部国なわけですよ。存立規定とか、最終責任というものは、どちらかという、挙げ句に国という形で分離できていると考えていいのか。だから、いろいろな例えば責任段階もありますし、それぞれは分離できているけれども、全体として例えば生活保護とか、そういうような分野になると融合型というようなイメージでとらえていいのか。それが1点目。

もう一つは、例えば、多分、この表の中で規定というところでいろいろ入ってくると思うんですけども、例えば国と道州となっているときに、両方で責任を負うというようなイメージが、例えばそれは相談して決めるというイメージなのか。例えば契約の場合だと最終的にはどちらが責任を負うというのはあると思うんで、例えば道州間で格差が続いたときに、国は格差を認めたくないけれども、道州は自分たちでやりたいとなった場合に、その格差は相談してどちらが正しいというか、契約書がどうなっているのかとか、そういう細かいような話。

3点目は、国が責任を持つけれども、委託をしていって、初めの1点目と一緒にすけれども、途中段階の責任は道州が担っているだけけれども、国はもう最終ゴールの例えば教育だと、点数何点というようなアウトプットのゴールだけを決めておいて、それまでの自

由はすべてあるんだけれども、最終的なところの点数が達成できなかった場合は、国に責任があるというようなイメージとか、あとは委託をしていく、委託していくと、ある程度の責任は委託契約、契約のもとで移譲されていくわけですけども、最終的には、委託側が最終責任を取るといようなことなので、そういうような委託としてのイメージが融合型なのか、そのあたりちょっと。まだちょっとまとまっていないんですけども、教えていただければと思います。

○沼尾委員 赤井先生、ありがとうございました。

責任や権限との見合いということですけども、表自体は権限を意識してつくっているんですけども、今赤井委員がおっしゃられたとおり、それぞれのところに配分される権限の話も大事なんだけれども、最終的にだれが責任を取るのか。そのために、どういうふうに、責任がどう分担されているのかということについてですが、これは幾つかパターンがあるので、さらに幅広い整理が必要だというのはおっしゃるとおりだなと思います。

それで、この表では制度の存立規定については、生活保護法の規定というのを前提にしてしまっているんで、最終的にはこれは国が一定の保障をしなければいけないだろうと。だけれども、その水準や対象について、どうするかというところが実際の財政支出の水準と係わってくる問題になるので、その財政負担もすべて地方がやりなさいよというようなことも考えられなくはないということで、そのケースを表の一番右側に入れているんですけども、私が決してこれを推しているわけではないんですが。なので、最終的に制度の存立規定をすることで、そこに責任があるというふうに判断をすれば、やはりそこが財政負担に関しても最終的な責任を持たなければならないだろうというのが私自身の考え方で、ただ、水準をどうするかということについて、国・道州というふうにはしているのは、例えばナショナルな水準ではこうだけれども、道州として、もう少しそれに横出し、上乘せをしたいというようなことが水準の設定に関してあり得るのではないかと。その場合には、例えば道州がその部分を負担するということがあり得るだろうというようなことで挙げているのが1つと。

あと、先ほど赤井先生がおっしゃられたとおり、例えば国と道州とが協議して決めるというようなことも当然あり得るんだと思いますし、その決め方も含めて、国・道州相互の責任において水準を決めるというやり方。あるいは国が決めるんだけれども、道州が新たに責任、自分たちの責任でそれに上乘せをする、横出しをするというようなことで、その部分について道州が責任を持つというようなやり方もあり得るだろうと。そこは幾つか、さらにまだパターンがあるのかなというふうには思っております。

それで、ただ、あくまでも生活保護制度を前提にイメージしているので、これがまた河川管理とか道路整備とかというふうになると、またちょっと全然違ったスキームになるのかなというふうに思いますが、最終的に、だから制度を運営するということに関する責任の所在とその水準や対象、サービスの内容も含めて、それを決定することの責任と

ということがあって、それぞれの責任をどのレベルが担うかということが決まったときに、じゃあ、財政負担について、どちらが役割を担うかというようなところが、恐らく昨今の地方分権の議論なんかでも出てきているんだと思います。お答えになったかどうかわかりませんが、以上です。

○黒川委員長 何かいずれにせよ、この表は、これからこういうことを議論するときのすごい枠組みをつくってくださったので、きっと広まると思いますけれども。

○赤井委員 一言。1つの分野で、例えば生活保護でも、あらゆる責任があるので、中身を生活保護でも10個ぐらいに分けて、どちらかみたいな話になっていくみたいなイメージだと思うんです。

○黒川委員長 あと外国の事例を見ていると、これで行政裁判ということもあり得るわけだよね、最後のところは。だから、決め方としてはね。それで、判例でつなげていくということもあるかもしれません。

○古川委員 ありがとうございます。

沼尾委員のまとめについては、私もまさにこうした点をどう整理していくのかということによって、税財源の配分が違ってくるというご指摘、そのとおりだろうと思います。私の端的な結論から申し上げれば、最も国に責任が重く残る場合。それと最も国に小さくしか責任が残らない場合、その両極端の中で、物事が決まっていくということを考えれば、例えば国の責任を最大限残すと、かつ前提は地域主権型道州制ということが我々の審議会には課せられた前提になってますんで、その中で最も国の責任が重い場合は、これくらいのどうしても国として財源が必要になるねというふうなこと。逆に、できる限り道州や基礎自治体に権限を移していくとなると、こうなりますよねというふうなところをイメージしながら、その中で、この場合はこうだねという感じのものをつくり上げていくということが必要になるんじゃないかなと思いました。

以下は、これはもう感想みたいなものなので、委員のご見解も結構なんですけど、例えば、今回、問題になった群馬県渋川市におけるたまゆらのあの火災問題とかというのを見ていると、東京都の墨田区があそこに実際に住んでいる人たちを居住というか、何かテンポラリーな移転だと言っているみたいですけども、墨田区では、生活保護費は毎月15万円だと、それが渋川市に行くと9万円だということなんです。だから、現行制度下においても、現実にはそうやって地域によって最低限住むのに必要な額というのは違うということがあるわけで、それを今は国が制度的に1級地、2級地、3級地と決めているからそうなっているんですよね。もちろん、憲法を変えないという前提で考えるということも必要になると思うんですけど、この地域主権型道州制ということで考えたときには、それを級地の指定とか、具体的に幾らかということまで全部国が決めてしまわないとだめなのかということについては、沼尾委員からもいろいろあったように、それは決めようの部分がある一定の部分はあるような気がします。それは仮に、ただ道州に任せるにしても、とても暮らし向きができないような、例えば道州条例とか、基礎自治体条例をつくったとして、

それは憲法違反ということに、本当は直接憲法違反になるかどうかはわからないんですが、憲法違反に近いような状態を現出し始めているというふうなところになるのかなという気がしていて、ちょっと話をごちゃごちゃになっているんですが、現実問題から言うと、今、75対25みたいな話になっていますけれども、でも、実際にはそうやって地域によって違いがあるというのと、もう自治体によっての対応は、もう今は本当にさまざまになっていて、とても国の責任のもとにやっているという実感を自治体の生活保護の担当者は持っていないのではないだろうかというふうな感じをしているものですから、一言申し上げた次第でございます。

○黒川委員長 中里委員。

○中里委員 税源を配分するのは、確かにこういうふういろいろな細かな議論をしてやっていくんだと思うんですけれども、徴収の組織というんですかね、それはどうなんですかね。例えば今はどうですか、国税7万ぐらいですか。地方税で十何万ぐらいいるんですかね。よくわかりませんが、ざくっと20万いたとして、半分に減らせれば、1割ぐらいの人件費節約になるんじゃないでしょうかね。それで地方消費税のような取り方が地方分権の趣旨にも合っているというのであれば、国で取る手続だけは、そのお金がどこに行くかは全く別な話でもあると思いますし、逆にドイツ流に各ところに分けて、それから上納するというシステムがあるのかもしれませんが、法人税とか、消費税なんかもそうかもしれませんが、大きな国全体にまたがる大きな組織体に対して、各地方が別々に課税権を行使していくというのは、余り望ましくないですよ。面倒くさくてしょうがない。無駄だということが起こってくると思うんで、これは税源の話とは別に、徴収機構をどうするのかという問題は別途考えないと。今のように、二元的、三元的な徴収機構をそのまま置いておくかどうかというのは相当難しい問題になると思うんですね。それはそれ、どちらにもいい点がありますから、一方とは言えないんですけれども、税目ごとにきっちり分けてしまうのかどうかというのは、課税自主権云々とは別の話として、組織の話というのが重要になってくると思います。

○黒川委員長 そうですね。ほかにどなたかございますか。

この地域間で公平かどうかという議論とか、こういうのは、今古川委員が言われたように、7万円のところと13万円のところだということもあるし、ただ、例えば現行の医療制度だと、点数制度で全国一緒ですよ。事前で公平という議論を決めるのか、事後で公平性という議論をするのかという、法律の議論をするときは、いつもそういう問題が起こってくるんですけども。だから、事前か事後かという話も、何かこの表の中から何となく気になる部分だったかもしれませんね。

○古川委員 ありがとうございます。

親委員会のビジョン懇の中間報告の中でも、生活保護と、あと医療保険と、あと年金だったと思いますけれども、この3つについては、どこに責任を持ってもらうのかということについては、意見の一致を見なかった分野で、沼尾委員が一番難しいところにチャレン

ジをしていただいたという。だから、ここの解決ができれば、恐らくほかのやつもいくんだらうというふうに思っているんですけども、勝手なことを言うようですが、今日、江口座長がお見えなんで、まさに本当は親懇談会のほうでは、どういうふうな形でやるということについて一定の方向が出ていれば、それを前提にして我々は、それならこうじゃないかという議論がしやすいかなとも思うんですけども、ちょっと責任をおっかぶせるように何なんですけれども、その件、何か親懇談会のほうでは何か議論はされているんでしょうか。

○江口道州制ビジョン懇談会座長 いや、まさに、そういうようなことを財政専門委員会で決めてほしいということで、言ってみれば、親委員会のほうではアバウトという形で線引きしているということと、それともう一つは国の役割で、最低限の生活保障というのは入っていたと思いますけれども、それは国の役割として、もう一律全国民に対して金額的な面において、前提として考えて議論が行われていたんじゃないだろうかというふうに思うということ。

今、古川委員のほうから、場所によっては15万とか10万とか9万とかといろいろあるということですけども、道州制、地域主権型道州制になれば、一律それは国民が一定金額を受けるといふ、そんな雰囲気だったように思うということですね。その上に、それぞれ道州の力、あるいはまた道州の特徴を上乗せするように、基礎自治体のほうでいろいろとその地域ごとに、その上に例えばいろんな施設だとか、いろんな制度というものを構築するという、そういう国民の生活安全については二重的に担保するというような、そういうことは前提になって、しかし、さりとて細かいことについては、中間報告では決めかねるということもあるわけで、したがって、そういう難しいことは専門委員会のほうでやはり議論して決めていただいたほうがいいんじゃないかと。親会ということと言われますけれども、親会の人たちは赤井委員とか、金澤委員とか、あるいはまた土野委員、中里委員、また沼尾委員とか、古川委員とそれぞれ言ってみれば財政のプロが全員そろっているわけではございませんし、一、二、財政についてというか、税財源についてのプロはいるかもしれないけれども、そういうふうなことで、むしろ、こういうピンポイント的なテーマについては専門委員で方向性というものを決めていただきたい。黒川委員会で決めていただければという、それがお願いでございます。よろしくどうぞ。

○沼尾委員 今の点なんですけれども、確かに最低限の所得保障の部分だけを取り出せば、まさにそこだけ抜き出して検討しましょうというようなことは可能だと思うんですけども、先ほどもちょっと申しましたが、いわゆるナショナルミニマムに関しては、まさに医療・介護・教育、あるいはライフラインの整備みたいなものまで含むと、結局、例えば上下水道の整備であるとか、そういったところまで含まれる概念ですよ。今もやっぱり中山間地域なんかに行くと、いまだに水道が整備されていないというようなところも国内にはあるわけですし、じゃあ、そういったところも含めて、それはやっぱりナショナルミニマムとして国のほうで保障するという考え方でいくのか。それは道州の責任で、全部やっ

てちょうだいねという話でいくのかというので、やっぱり全体の制度の設計の仕方って全然変わってくると思うんですが、そのあたりまで含めて、こちらの専門委員会で検討していくのでしょうか。

○江口道州制ビジョン懇談会座長 それももちろん一度専門委員会のほうで、そういう提言を、あるいはまた考え方をまとめていただいて、親会のほうに上げていただくなりして、親会のそれぞれの委員の方々の意見を聞いていただくなりしていただいたらいいんじゃないだろうか。何も先ほど私が申し上げたことが共通の親会の委員になって委員会の意見になっているわけではありませんので、税財政専門委員会としてはこうだということによって上げていただくなり、またともに議論していただければ、そこでまた一つの方向性を出していただければ、一つの提言としてまとめていけるんじゃないかというふうに思っています。中間報告は、あくまでも中間報告ということですから、最終的に多少のというか、方向性は変えるという気は私としてはありませんけれども、その詳細というか、細かい部分について、あるいはまた修正しなければならない点については、やはり最終報告では、むしろ積極的に修正をしていくというようなことも考えていきたいと思っています。余り親会のことをお考えにならずに、黒川委員会として決めていただければいいという、上げていただければいいというふうに思っているということです。

○黒川委員長 持田先生。

○持田委員長代理 沼尾委員のプレゼンテーション、大変参考になりましたし、有益な指針を出されていると思います。それで、内容をより明確に知りたいので質問をさせていただきますが、1つは分離か融合かという軸というのが、集権か分権かという軸に加えられたものというふうに考えていいかどうか。これは分権・集権の軸に取りかわるものではない。あくまでも議論を複眼的にするための軸であるというふうに理解していいかどうかというのが1つですね。

もう一つは、もし集権・分権という伝統的な軸に、分離・融合という軸、これは天川氏などが言っている議論かと思えますけれども、これが加えられた場合に、現在の日本というのはどの証言に位置しているというふうに考えるのか。多分、融合であるということは間違いなく思えますけれども、集権的融合なのか、分権的融合なのか、これが2番目にお聞きしたい点ですね。

それから、3番目は道州制ということをしてにらんだ場合に、日本は例えば現状が集権的な融合システムであるとする、どういう方向に向かうべきであるというふうにお考えになっているのか。これが、現状の集権的融合の中での微調整なのか、それとも分権的な融合に大きく踏み出す一歩として道州制というのを見ているのか。それが3番目の点です。

お答えいただければ幸いです。

○沼尾委員 持田先生、大変難しいお題を、ありがとうございました。

まず第1点目なんですけれども、私自身は集権・分権という軸とは別に、分離・融合ということをごをここで挙げたんですけれども、ここで挙げている意味というのは、要するに特

定の例えば施策に関して、要するにあるレベルの政府が責任を持って、権限を持って、それぞれの事務・事業を実行していくのか。それとも一つの施策に関して、例えば国・道州・地方、あるいはその幾つかがそれぞれ連携をしながら、つながりながら、一定の行政サービスというのを国民に提供していくという形をとるのかというような、そういうスキームでここで分離型・融合型ということを出しておきまして、集権・分権ということとは必ずしも一致していないので、例えば融合型であっても、より分権的な仕組みですね。つまり権限自体を地方のほうに落としていくというのは十分あり得ると思いますし、逆に、これまで分権改革以前に言われていた議論ですけれども、国がさまざまな政策ないし枠組みを決めて、地方がそれを出先機関的に執行するというようなことがかなり問題視された時期がありましたけれども、そういう中で、融合なんだけれども、集権型というようなことも当然あり得るだろうと。今日本がどこにあるのかというのは非常に難しいところなんですけれども、いわゆる融合型で集権的なところから分権型に向かって改革を進めようとしているんだけれども、試行錯誤している途上というようなところなのかなというふうに位置づけております。その中で、今後の道州制改革というものをどう考えるかということなんですけれども、それはやはりここで挙げている道州制というのが、まさに先ほどのお話で言いますと、つまり、単に広域自治体の規模を大きくして、従来とほとんど制度自体が余り変わらないようなものから、国から、あるいは道州に対して、より権限を移していく、分権型の道州にするのかということの中で、どこに落ちるのかということによると思うんですけれども、私自身は、これは従来のままでいいということも申し上げるつもりもないですし、すべてを道州にできる限り移管をして、かぎりなく、いわゆる地域主権でいくのがいいというふうにも考えていなくて、むしろ本日の報告で申し上げたかったのは、それは個々の行政分野によって異なるのではないかと。だから、それぞれの行政分野ごとに、これはやっぱりまだ国がある程度決定権を持って、地方がその中でやれることをやるというふうにするのがいいというような領域なのか、あるいはこれはもっと権限を移譲して、地方で決定をしていくべきではないかというようなことで考えていくべきなのかとかというようなことを整理するのが必要じゃないかというふうに申し上げたのは、そういうことです。

すみません、まとまりのないコメントです。

○持田委員長代理 どうもありがとうございました。

○金澤委員 今議論になっている3ページの表なんですけど、赤井さんと沼尾さんのやりとり、それから今の持田さんと沼尾さんのやりとりでも出てきたと思うんですけど、それを踏まえると、左から上の表頭の規定は国、実施は道州というパターンがあった場合に、ちょっと難しいかもしれないけれども、実施について、責任、道州が責任を持つやり方もある。それからこれを国の委託事務としてやる。だから、責任は国のほうに残るといって、その2つの考え方があって、委託をする形が本来行政学でいう融合型。責任を地方のほうに持っていくというのは事務配分における役割分担という意味での融合型という整理ができるの

かなと。だから、この表をさらに細くなればいいというもんでもないですけども、委託の形で実施をさせて、国が責任を一応留保するという意味での融合型。それから実施の責任も地方に持たせるという形でのやり方、そういうのを分けていく必要がもう一つあるのかなと。感想です。

○黒川委員長 大きくはだけど、何かバリューの部分は国の議会で決めるとか、道州の議会で決めるとか、基礎的自治体の議会で決める。それとサービス供給というのはジョイントされていて、ある種の特種な公共財として供給されるわけだから、基本的にはバリューというところは国だということを憲法で書かれていたとしても、それ以降のことについては、それを遂行するために、うまい方法というか、地域主権でやる方法というのは幾らもあり得るということですよ。

○金澤委員 現金給付と現物給付、福祉の場合で言えば、それで大分変わってくると思うんですね。現金給付であれば、国が規定で決めれば、一応、交付事務は地方が余り裁量の余地はないということになりますけれども、現物給付の場合は実施といっても、先ほど来出ているように、ヒューマンフェイスの公共サービスというのは、さまざまな1人1人についての判断が求められるわけで、規定があれば、全部できるということではなくて、地方が独自に判断しなきゃいけないことも出てくると。その辺の差も出てくるのかなとちょっと思います。

○黒川委員長 ほかにございませんか、何か。

○赤井委員 時間があるので、せっくなので教えていただきたいんですけども、詳しく現在の生活、ここで生活保護を取り上げられているんですけども、詳しく実態を私はわからないので教えていただきたいんですけども、例えば、3ページの表でいうと、現在の生活保護はどこに当たるのか。さらに相談及び助言というのを地方で行っているんですけども、それに関して、国というのは例えば格差がついた、例えば相談自体にすごく大きな地域間格差があった場合に、それはあってもいいというふうに国は判断しているのか。それはどちらに国に責任があるのか。そういう、その点で生活保護で現在、国と地方というのは、どういうふうにとらえればいいのか、そのあたりを教えてください。

○沼尾委員 これでもいいですと、基本的には生活保護制度の実施規定については国が定めておきまして、それに基づいて、まず保護の給付については、法定受託事務として一旦都道府県または市町村に行き、そこから福祉事務所に委任をされるという形をとっているんですね。それとは別に、相談や助言、自立支援に係る業務は法定されているんですけども、自治事務になっておきまして、そのところは、それぞれが地域の被保護世帯の状況に応じて自立支援のプログラムを独自につくったりしつつ、相談や助言の業務をやっているというところなんです。ただ、その保護の給付に伴って、例えば定期的に訪問したりとかいうことについては、こういうケースについては年間何回行きなさいというようなこと、スキームをすべて国が定めていて、それにのっとってきちんと訪問がされているかどうかということ、すべて国の監査が入るということになっております。だから、保護給付に関

しては制度の規定からその監査のところまですべて国が行っていて、あるいは都道府県が一部監査をするケースもあるんですけれども、それで実際の事務のところは福祉事務所という現場が委任を受けて行っています。だけれども、自治事務に当たる、相談や助言とか、自立支援については、推進したいという場合には、特定のものについて、国の補助がついて、10分の10とか2分の1の補助がついているんですけれども、実際にそれをどういうふうに構築するか、実施するかということについては、地方の判断でやっている面が大きいということです。ただ、やはりそれも積極的に自立支援に向けて、例えば雇用につなげるようにしなさいというようなことが、国のほうから一定の指導として出てはいるということです。ご説明になりましたでしょうか。

○赤井委員 はい、ありがとうございます。ということは、いわゆるお金を渡す部分というか、そういう部分に関しては、最終的な責任は国が負っていて、現在、格差が先ほど古川委員のほうからもありましたけれども、格差があるというのは、国としては、金額的には格差があるんですけれども、全国統一的なサービスのものはなされているというふうに国は判断しているということですね。その一方で、助言に関しては、地方のほうに最終的な責任があって、こうしたほうがいいですよとか、補助は与えるけれども、格差がその結果ついたとしても、国はその格差に関しては責任を持たない。つまり一定のサービスは保障していないと、そういうふうに分類されているという理解でよろしいですか。

○沼尾委員 基本的には被保護世帯に対する助言・指導の状況については、やっぱり国の監査が入るんですけれども、助言・指導の内容や保護認定の判断、あるいは保護費支給とは別のところでの就労支援などについては地方の責任でやっているという理解ですね。

○赤井委員 いいです。まだちょっと考え中なんです。

○沼尾委員 すみません。2ページにそこの資料を入れているんですけれども、そこの縦に3つあると思うんですけれども、左側の相談者・要保護者のところの相談及び助言というのは、これは一応保護法では規定されているんですけれども、実際にその中身をどうするかということについては、ある程度地方のほうで実際現場ではやっているということと、あと一番右側の自立助長に即した支援というところについての自立支援、これも保護法では定められているんですけども、その中身については、地方の判断でやられていて、真ん中の部分というのが法定受託事務になっていて、これについては国の責任で監査を行っているということです。

○赤井委員 いいです。

○黒川委員長 今、頭ん中でしゃくするのが大変だと思うんですけれども。

例えば、地域主権型だということを道州制の法律か何かができ上がって、だからそれは国全体として、地域主権型でいきますよって考えたとしたら、その地域主権型で例えば生活保護法がきちんと運営されているかどうかということに関して、担保するのも国の役割なのかな。

すごく悩んだのは、そこのトートロジーのところがありそうでね。だから、これをやは

り国は地域主権型を守るということは、国の仕事になるかもしれないのかな。

○赤井委員 地方に任せてしまったら、もう後は知らないよというものの自体が地域主権型なんじゃないんですかね。だから……。それはいいかどうかは別ですよ。

○中里委員 行政のレベルはそうかもしれませんが、司法権が国に残っている限りは、最終的にはそのチェックは常に残るわけですよ。だから、そう簡単じゃないですよ。

○赤井委員 チェックというのは地域主権ということは地方に任せるといいますから。

○中里委員 だからもう司法は任せてないですよ。司法は任せられないんです、憲法上。最終的に裁判でチェックが入る以上、どうしようもないんです、それは。裁判所を道州ごとにつくればいいんですけれどもね。

○黒川委員長 だから、最後は行政裁判なんてことになるかもしれないですよ。

○中里委員 それはできないですよ。

○赤井委員 じゃあ、任せるといえることはできないということですか。法律をよくわかっていないんですけれども。

○中里委員 いやいや、憲法に書いてあります。最高裁は1つです。

○黒川委員長 ごめんなさい。いろんな問題があるけれども、今日は少し踏み込んで議論することができました。もういらっしゃらないですけれども、経団連の井上さんにも感謝申し上げます。沼尾さん、今日もありがとうございました。

まだ、時間も15分ありますけれども、十分いろんな議論ができたと思いますので、今日はここで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午前11時46分閉会